

近江八幡市立図書館における国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び
複写サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市立図書館条例（平成22年近江八幡市条例第116号。以下「条例」という。）第2条に規定する図書館（以下「図書館」という。）において実施する国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービス（以下「デジタル化資料サービス」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 デジタル化資料サービスを利用することができる者は、近江八幡市立図書館の管理運営に関する規則（平成22年近江八幡市教育委員会規則第24号）第7条第1項の規定により図書館の利用カードの交付を受けているものとする。

(利用時間)

第3条 デジタル化資料サービスを利用することができる時間は、条例第4条第2項に規定する開館時間内とする。

(閲覧)

第4条 国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧を希望する者（以下「閲覧希望者」という。）は、国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書（別記様式第1号。以下「閲覧申込書」という。）を閲覧日当日に図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の閲覧希望者が複数あるときは、閲覧申込書の受付順序とする。

3 館長は、閲覧申込書の提出を受けたときは、閲覧希望者が第2条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

4 国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧は、館長が指定する閲覧用の端末（以下「閲覧用端末」という。）を利用して行うものとし、閲覧するために必要なID及びパスワードは、図書館職員が入力するものとする。

5 閲覧用端末の利用は、1回の申込みにつき1時間を限度とする。ただし、閲覧時間の終了時において、他に閲覧希望者がいないときは、さらに30分延長することができる。

6 図書館職員は、閲覧希望者が閲覧中に次の行為を行わないよう監視及び注意しなければならない。

- (1) 閲覧用端末への記録媒体等の機器の接続
- (2) 閲覧用端末の画面の撮影
- (3) 画面キャプチャ又は電子ファイルの取得
- (4) 前3号に掲げるもののほか、著作権を侵害する行為

7 図書館職員は、閲覧用端末の利用が終了したことを確認したときは、速やかに当該端末のブラウザを閉じるものとする。

(複写)

第5条 国立国会図書館のデジタル化資料の複写を希望する者（以下「複写希望者」という。）は、国立国会図書館資料複写申込書（別記様式第2号。以下「複写申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、複写申込書の提出を受けたときは、複写希望者が著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第3項後段に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

3 国立国会図書館のデジタル化資料の複写は、館長が指定する複写用の端末（以下「複写用端末」という。）を利用して図書館職員が行うものとする。

4 図書館職員は、複写の作業が終了したときは、速やかに複写用端末のブラウザを閉じるものとする。

5 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(ID・パスワードの管理)

第6条 館長は、デジタル化資料サービスに必要なID及びパスワードを適切に管理しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、デジタル化資料サービスについて必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。